

土地改良区会計基準について

目次

土地改良区の会計処理に関するルールの全体像

土地改良区の会計処理に関する新たなルールの全体像	4
新たな土地改良区会計基準の体系	5
新たな土地改良区会計基準の構成	6
新たな土地改良区会計基準注解の概要	7

新たな土地改良区会計基準について

第1 総則

1 目的及び適用範囲	9
2 一般原則	11
3 事業年度	12
4 会計の区分	13
5 財務諸表等の科目	15
6 金額の単位	16

第2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容	17
2 貸借対照表の区分	18
3 貸借対照表価額の配列	19
4 土地改良施設の貸借対照表価額	20
5 その他資産の貸借対照表価額	22

第3 正味財産増減計算書

1 正味財産増減計算書の内容	29
2 正味財産増減計算書の区分	30
3 正味財産増減計算書の構成	31

第4 収支予算書

1 収支予算書の内容	32
2 収支予算書の区分	33
3 収支予算書への注記事項	34

第5 収支決算書

1 収支決算書の内容	35
2 収支決算書の区分	36
3 収支決算書への注記	37

第6 財務諸表に対する注記

第7 財産目録

1 財産目録の内容	42
2 財産目録の区分	43
3 財産目録の価額	44

第8 会計方式の移行措置

第9 土地改良区連合への準用

附則

附則	47
----	----

土地改良区の会計処理に関する ルールの全体像

土地改良区の会計処理に関するルールの全体像

● 土地改良区の会計処理に関する新たなルールの全体像

財務諸表等を作成する際のルール	土地改良区会計基準	土地改良区が財務諸表等を作成するための基準
土地改良区の会計に関する細則	会計細則例	会計基準を踏まえ、土地改良区が会計処理を行う場合の会計に関する細則
実務マニュアル	土地改良施設の資産評価マニュアル	土地改良区が管理する土地改良施設の資産評価方法及び土地改良施設台帳の作成のための実務的なマニュアル
更新費用の積立方法	土地改良区が管理する土地改良施設に係る施設更新事業等に要する費用の積立について	土地改良区が管理する土地改良施設に係る将来必要となる施設更新事業等に向け、当該事業等に要する費用をあらかじめ計画的に積み立てていくための取扱い方法
指導監督基準	土地改良区会計に関する指導監督基準（仮称）	行政が土地改良区の会計を指導監督する上での基準
作成マニュアル	財務諸表等作成要領、Q&A集	財務諸表等を作成する上での具体的なマニュアルと実務的なQ&A集

令和元年度以降に
作成検討

< ▶参考『土地改良区会計基準等の体系』『土地改良区会計基準等の再編整理』農林水産省 >

土地改良区の会計処理に関するルールの全体像

● 新たな土地改良区会計基準の体系

土地改良区会計基準 ※会計処理の基本ルール

第1	総則
第2	貸借対照表
第3	正味財産増減計算書
第4	収支予算書
第5	収支決算書
第6	財務諸表に対する注記
第7	財産目録
第8	会計方式の移行措置（別紙）
第9	土地改良区連合への準用
-	附則

別紙 会計方式の移行措置

1	過年度分の減価償却累計額の取扱いについて
2	減価償却方法の変更について
3	本会計基準適用初年度における有価証券の取扱いについて
4	基本財産及び特定資産の期首残高について
5	指定正味財産及び一般正味財産の本会計基準適用初年度の期首残高について
6	本会計基準の適用時における過年度分の収入又は支出の取扱いについて
7	土地改良施設用地等の評価について
8	引当金について

会計基準注解 ※会計基準の解説

(注1)	重要性の原則の適用について
(注2)	基本財産及び特定資産の表示について
(注3)	指定正味財産の区分について
(注4)	土地改良施設用地等の評価について
(注5)	受託土地改良施設使用収益権の評価について
(注6)	減価償却累計額の控除方式について
(注7)	満期保有目的の債券の評価について
(注8)	満期保有目的の債券以外の有価証券について
(注9)	指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について
(注10)	資産の時価が著しく下落したときについて
(注11)	一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について
(注12)	補助金等について
(注13)	指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について
(注14)	関連当事者との取引の内容について

別表第1 (科目一覧表)

別表第2 (財務諸表等の様式)

土地改良区の会計処理に関するルールの全体像

● 新たな土地改良区会計基準の構成

第1 総則

- 1 目的及び適用範囲
- 2 一般原則
- 3 事業年度
- 4 会計の区分
- 5 財務諸表等の科目
- 6 金額の単位

第2 貸借対照表

- 1 貸借対照表の内容
- 2 貸借対照表の区分
- 3 貸借対照表価額の配列
- 4 土地改良施設の貸借対照表価額
- 5 その他資産の貸借対照表価額

第3 正味財産増減計算書

- 1 正味財産増減計算書の内容
- 2 正味財産増減計算書の区分
- 3 正味財産増減計算書の構成

第4 収支予算書

- 1 収支予算書の内容
- 2 収支予算書の区分
- 3 収支予算書への注記事項

第5 収支決算書

- 1 収支決算書の内容
- 2 収支決算書の区分
- 3 収支決算書への注記

第6 財務諸表に対する注記

第7 財産目録

- 1 財産目録の内容
- 2 財産目録の区分
- 3 財産目録の価額

第8 会計方式の移行措置

第9 土地改良区連合への準用

附則

土地改良区の会計処理に関するルールの全体像

● 新たな土地改良区会計基準注解の概要

項目	主な内容
注1 重要性の原則の適用について	重要性の乏しいものは、簡便な会計処理も認めること
注2 基本財産及び特定資産の表示について	固定資産は①基本財産、②特定資産、③その他固定資産に区分すること等
注3 指定正味財産の区分について	譲与等による資産で、用途に制約が課されているものは、指定正味財産とすること等
注4 土地改良施設用地等の評価について	原則として取得価額で評価すること等
注5 受託土地改良施設使用収益権の評価について	土地改良区の負担金がない場合は備忘価額で計上すること
注6 減価償却累計額の控除方式について	固定資産の貸借対照表価額は、帳簿価額とすること
注7 満期保有目的の債券の評価について	原則として償却原価法により評価すること
注8 満期保有目的の債券以外の有価証券について	市場価格のあるものは、時価評価し、評価差額を正味財産増減額として処理すること
注9 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について	時価法又は償却原価法により評価した場合の評価差額は、指定正味財産増減の部に記載すること
注10 資産の時価が著しく下落したときについて	期末残高から概ね50%超下落した場合をいう
注11 一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について	臨時的項目及び過年度修正項目は、原則として経常外増減に属する項目とすること等
注12 補助金等について	原則として指定正味財産の部で処理するが、年度内に当該補助金の目的となる事業が完了する場合は、一般正味財産の部で処理することができる
注13 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について	用途の制約が解除された場合等は、指定正味財産の部から一般正味財産の部へ一定の金額を振り替えること等
注14 関連当事者との取引の内容について	役員等との取引のうち、重要性の高い取引については、注記しなければならないこと等

土地改良区会計基準について

第1 総則

● 1 目的及び適用範囲

➤ 土地改良区の「財務諸表等」

- ✓ 貸借対照表 (会計基準第2)
- ✓ 正味財産増減計算書 (会計基準第3)
- ✓ 収支予算書 (会計基準第4)
- ✓ 収支決算書 (会計基準第5)
- ✓ 財産目録 (会計基準第7)

「財務諸表」

「財務諸表等」

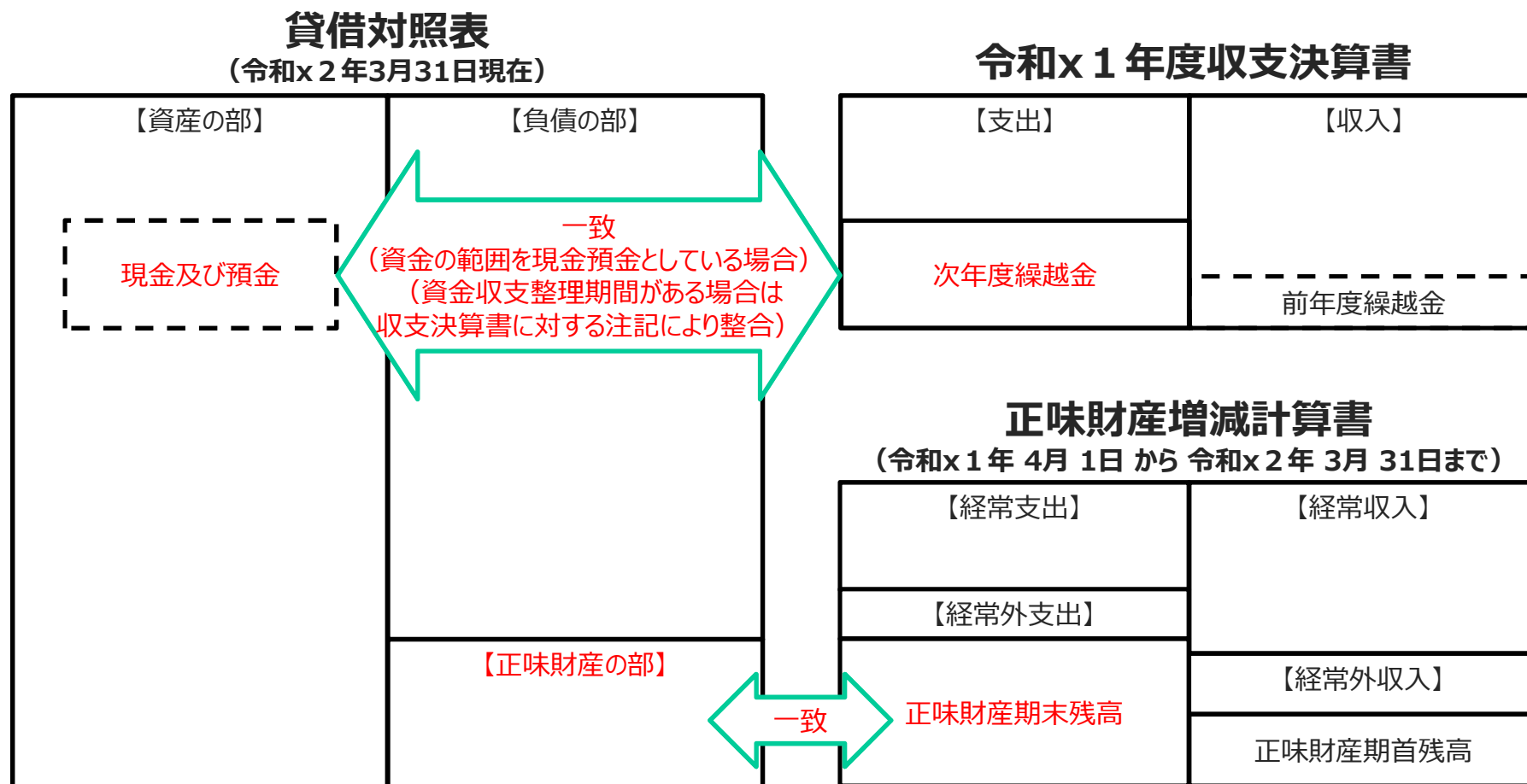
➤ 貸借対照表、正味財産増減計算書の作成の義務付けの例外となる土地改良区

- ✓ 土地改良施設の管理を行わない土地改良区

取得価額を算定しないことができる 土地改良施設	施設の具体例 (会計基準注解 注1(1))
土地とみなされる施設	土水路や未舗装道路など、 工作物として更新する設備がない施設
少額施設	造成費用が200万円未満の施設 又は 施設の規格によって少額と判断される施設
歴史的な施設	土地改良法の施行(昭和24年)より前に造成された施設であって、造成後、現在まで資本的支出がなされていないが、施設の状態が良好であり、かつ、今後の更新を見込むことが難しい施設
土地改良区が将来の更新費用を負担しないことが明確に取り決められている施設	土地改良区が将来の更新費用を負担しないことが明確に取り決められている施設 移管の時期を含め、移管を受け入れる団体と明確な文書の取り交わしがある施設又は更新費用を負担する団体と明確な文書の取り交わしがある施設

第1 総則

- (参考) 貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書の関係
 - ✓ 貸借対照表…土地改良区の**財政状態**を表す
 - ✓ 正味財産増減計算書…土地改良区の**正味財産 (資産 - 負債 = 純資産) の増減**を表す
 - ✓ 収支決算書…土地改良区の**資金の増減**を表す



第1 総則

● 2 一般原則

➤ 土地改良区が財務諸表等の作成にあたって従うべき原則

一般原則	内容	解説	関連する会計基準注解
真実性の原則	財務諸表等は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況及び資金収支に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。	真実性の原則は、一般原則のなかでも他の原則の上位に立つ原則として位置づけられる。	—
正規の簿記の原則	財務諸表等は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。	適正な財務諸表の作成・開示のために、正しい会計処理に基づき正確な会計帳簿を作成することを要請するもの。 正確な会計帳簿とは、網羅性・検証可能性・秩序性の3つの要件を備えた記録を指す。	(注1) 重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。 (→重要性の原則)
明瞭性の原則	土地改良区会計は、土地改良区の財政状況をできるだけ明瞭な形で反映するものでなければならない。	財務諸表に明瞭な記載形式を要請する原則。 具体的には、 一定の様式による勘定科目の区分表示、総額主義、理解可能性、注記による補足説明 が挙げられる。	(注1) 重要性の原則は、財務諸表等の表示に関しても適用される。
継続性の原則	会計処理の原則及び手続並びに財務諸表等の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。	1つの会計事実に対して複数の会計処理が認められる場合に、選択した会計処理を毎期継続して適用することにより、 財務諸表の期間比較可能性を確保 するとともに、 恣意的な会計情報の作成を排除 するために要請されている原則。	—

< ▶参考 有限責任あずさ監査法人 編『公益法人会計の実務ガイド 第4版』中央経済社 >

第1 総則

- 3 事業年度

- 原則：4月1日から翌年3月31日まで

- 特別の事情があるとき：9月1日から翌年8月31日まで

第1 総則

● 4 会計の区分

➤ (1) 特別会計の設置

✓ 特別会計を設置できる場合

- 受益地域を異にする複雑な事業を実施する場合など、特定の収入をもって特定の支出に充て、一般会計の収入支出と区分して経理する必要がある場合

✓ 特別会計を設置しなければならない場合

- 小水力発電事業を実施する場合など、補助金等の交付を受けて事業を実施する場合で当該補助金等の交付の条件として、一般会計と区分し特別会計を設け経理することとされているとき

第1 総則

- (2) 特別会計を設けた場合の会計処理等
 - ✓ 総括表を併せて作成し、他の会計区分との間において生ずる内部取引を相殺消去
 - ✓ 総括表は「貸借対照表総括表」、「正味財産増減計算書総括表」、「収支予算書総括表」、「収支決算書総括表」があり、特別会計がある場合はそれら全ての総括表の作成が必要

貸借対照表総括表
(令和×1年3月31日現在)

科目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合計
I 資産の部				
1 流動資産				
他会計貸付金	1,000		△ 1,000	0
II 負債の部				
1 流動負債				
他会計借入金		1,000	△ 1,000	0

令和××年度収支決算書総括表

科目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合計
収入の部				
他会計借入金収入		1,000	△ 1,000	0
支出の部				
他会計貸付金支出	1,000		△ 1,000	0

会計区分間の取引は、総括表において相殺消去

第1 総則

● 5 財務諸表等の科目

➤ 「別表第1」の科目一覧表によって勘定科目を分類

- ✓ 貸借対照表
- ✓ 正味財産増減計算書
- ✓ 収支予算書・収支決算書

➤ 「別表第2」の様式によって財務諸表等を作成

- ✓ 貸借対照表
- ✓ 貸借対照表総括表 (※)
- ✓ 正味財産増減計算書
- ✓ 正味財産増減計算書総括表 (※)
- ✓ 財務諸表に対する注記
- ✓ 収支予算書
- ✓ 収支予算書総括表 (※)
- ✓ 補正収支予算書
- ✓ 収支決算書
- ✓ 収支決算書に対する注記
- ✓ 収支決算書総括表 (※)
- ✓ 財産目録

(※) 特別会計を設けた場合に作成

第1 総則

● 6 金額の単位

➤ 財務諸表等に記載される金額は、全て**円単位**をもって表示

- ✓ 貸借対照表
- ✓ 貸借対照表総括表
- ✓ 正味財産増減計算書
- ✓ 正味財産増減計算書総括表
- ✓ 財務諸表に対する注記
- ✓ 収支予算書
- ✓ 収支予算書総括表
- ✓ 補正収支予算書
- ✓ 収支決算書
- ✓ 収支決算書に対する注記
- ✓ 収支決算書総括表
- ✓ 財産目録

全て円単位をもって表示

第2 貸借対照表

● 1 貸借対照表の内容

➤ 財政状態を明らかにするため、**全ての資産、負債及び正味財産を表示**

科目	当年度	科目	当年度
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	50,000,000	未払金	1,000,000
未収賦課金等	500,000	預り金	200,000
流動資産計	50,500,000	賞与引当金	500,000
2 固定資産		適正化事業拠出金短期未払金	200,000
(1) 基本財産		流動負債合計	1,900,000
山林、宅地及びその従物	50,000,000	2 固定負債	
基本財産合計	50,000,000	適正化事業拠出金長期未払金	500,000
(2) 特定資産		職員退職給付引当金	20,000,000
所有土地改良施設	50,000,000	固定負債合計	20,500,000
財政調整積立資産	10,000,000	負債合計	22,400,000
特定資産合計	60,000,000	III 正味財産の部	
(3) その他固定資産		1 指定正味財産	
車両運搬具	2,000,000	指定正味財産合計	50,000,000
適正化事業拠出金	2,000,000	(うち基本財産への充当額)	(0)
その他固定資産合計	4,000,000	(うち特定資産への充当額)	(50,000,000)
固定資産合計	114,000,000	2 一般正味財産	
3 繰延資産		一般正味財産合計	92,100,000
繰延資産合計	0	(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)
		(うち特定資産への充当額)	(10,000,000)
資産合計	164,500,000	正味財産合計	142,100,000
		負債及び正味財産合計	164,500,000

第2 貸借対照表

● 2 貸借対照表の区分

- 「**資産の部**」、「**負債の部**」、「**正味財産の部**」に区分
- さらに、資産の部は**流動資産**及び**固定資産**に、負債の部は**流動負債**及び**固定負債**に、正味財産の部は**指定正味財産**及び**一般正味財産**に区分

貸借対照表
(令和x1年3月31日現在)

I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産	資産のうち、事業年度期末日の翌日から1年以内に現金化、費用化ができるもの	1 流動負債	期末日の翌日から1年以内に弁済期限が到来する負債
2 固定資産	資産のうち、土地改良区において継続的に使用することを目的として所有するもの	2 固定負債	負債のうち、期末日の翌日から1年以内に弁済期限が到来しないもの
(1) 基本財産	土地改良区の事業活動の遂行に不可欠なものとして定款及び規約において基本財産と定めたもの	III 正味財産の部	
(2) 特定資産	特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約を課した資産		
(3) その他固定資産	基本財産及び特定資産以外の固定資産		
		1 指定正味財産	譲与又は寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の使用に制約が課されているもの
		2 一般正味財産	正味財産から指定正味財産を控除した額

第2 貸借対照表

● 3 貸借対照表価額の配列



➤ 資産及び負債の項目の配列は、「**流動性配列法**」による

- ✓ 流動性配列法は、土地改良区の支払能力などの財務安全性の把握に優れる
- ✓ 資産は現金化しやすい順に並べて表示
- ✓ 負債は返済期間の短い順に並べて表示

→実務では会計基準「別表第1」の表示順で貸借対照表を作成

貸借対照表

(令和xx年3月31日現在)

	<p>I 資産の部</p> <p>1 流動資産 現金及び預金 有価証券 未収賦課金等 ・ ・ ・</p> <p>2 固定資産 ・ ・ ・</p>	<p>II 負債の部</p> <p>1 流動負債 未払金 前受金 預り金 ・ ・</p> <p>2 固定負債 ・ ・</p>	
		<p>III 正味財産の部</p>	

第2 貸借対照表

▶ 『土地改良施設の資産評価マニュアル』参照

● 4 土地改良施設の貸借対照表価額

➤ (1) 維持管理計画に位置付けられている所有土地改良施設

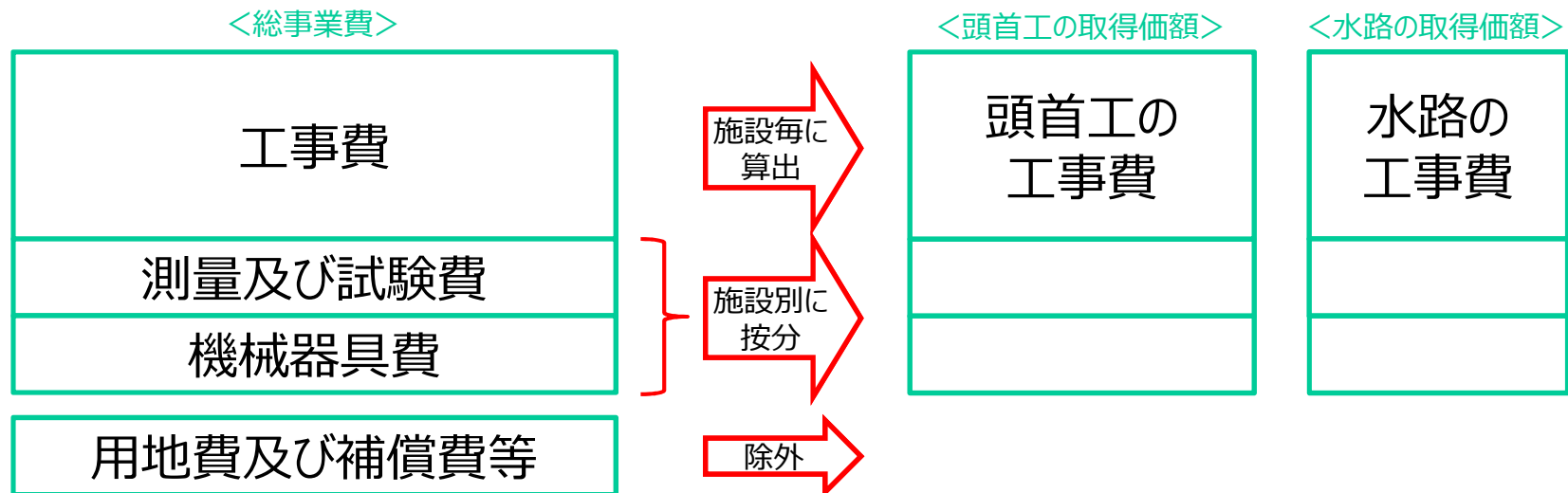
✓ 施設の取得価額

- 工事費等（実績による場合）又は再調達価格（推定による場合）を基礎として算定
- 譲与による場合は取得時における工事費等又は再調達価格を基礎として算定

✓ 施設用地等の取得価額（注解 注4）

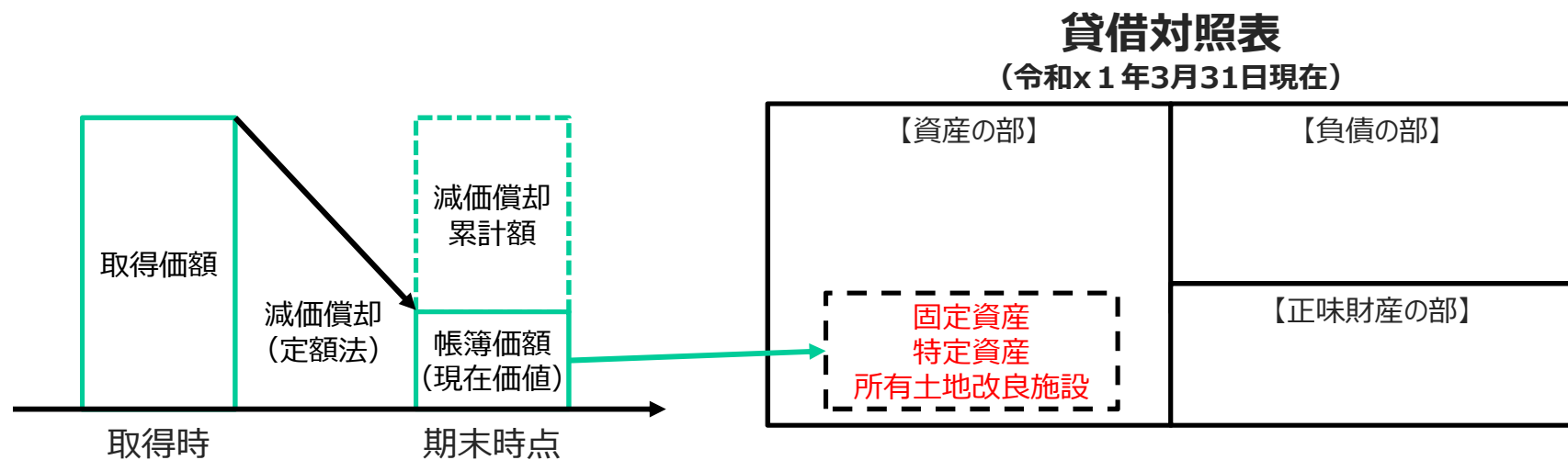
- 原則として取得価額をもって貸借対照表価額とする

取得価額 = 工事費 + その他諸費（用地費及び補償費等を除く）



第2 貸借対照表

- 4 土地改良施設の貸借対照表価額
 - (2) 維持管理計画に位置付けられている管理受託施設
 - ✓ 土地改良区が負担した金額をもって取得価額とする（受託土地改良施設使用収益権）
 - ✓ 土地改良区が負担した金額がない場合は、1円を備忘価額とする（注解 注5）
 - (3) 土地改良施設の減価償却の方法
 - ✓ 定額法（減価償却費 = 取得価額 ÷ 耐用年数）による
 - ✓ 取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする
 - ✓ 表示は直接法（注解 注6）



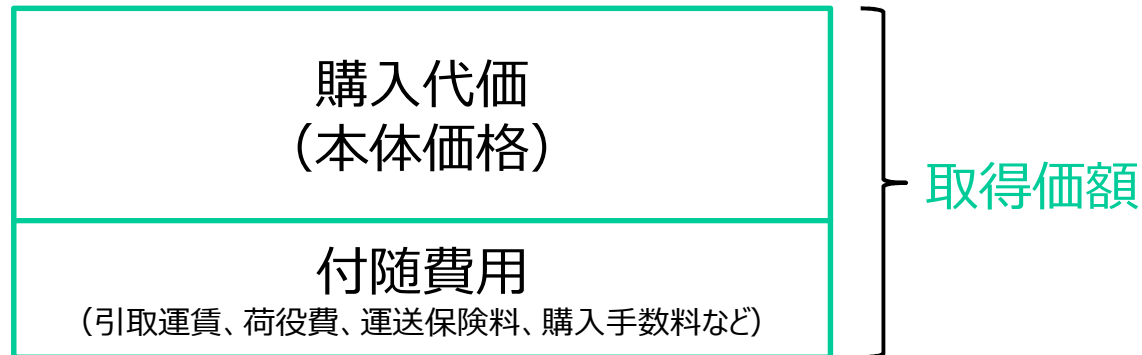
第2 貸借対照表

- 5 その他資産の貸借対照表価額
 - (1) その他資産の貸借対照表価額の原則
 - ✓ 取得価額を基礎として計上
 - ✓ 交換、受贈によって取得した場合は、その取得時における公正な評価額（時価）

購入による場合の取得価額 = 購入代価 + 付随費用（引取費用等）

贈与等による場合の取得価額 = 取得時における公正な評価額（時価）

<取得価額の基本的な考え方>



第2 貸借対照表

● 5 その他資産の貸借対照表価額

➤ (2) 未収賦課金等

- ✓ 賦課調定した額のうち、事業年度内に徴収した額を控除した額
- ✓ 長期未収賦課金等は、過年度に賦課調定した額から当期末までに徴収した額を控除した額のうち、時効が完成していない額
- ✓ 長期未収賦課金等について徴収不能のおそれがあるときは、徴収不能見込額を不納欠損引当金として計上し、間接控除法により表示

<賦課台帳（事業年度内）>

氏名	調定年度	賦課調定額	徴収済額	未収額
〇〇	R3	10,000	10,000	0
△△	R3	15,000	15,000	0
□□	R3	9,000	0	9,000
合計		34,000	25,000	9,000

<賦課台帳（過年度）>

氏名	調定年度	賦課調定額	徴収済額	未収額
●●	R2	5,000	0	5,000
▲▲	R1	3,000	0	3,000
■■	H26	10,000	0	10,000
合計		18,000	0	18,000

時効

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

【資産の部】	【負債の部】
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 流動資産 未収賦課金等 9,000 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 固定資産 その他資産 長期未収賦課金等 8,000 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; height: 100px;"> 【正味財産の部】 </div>

第2 貸借対照表

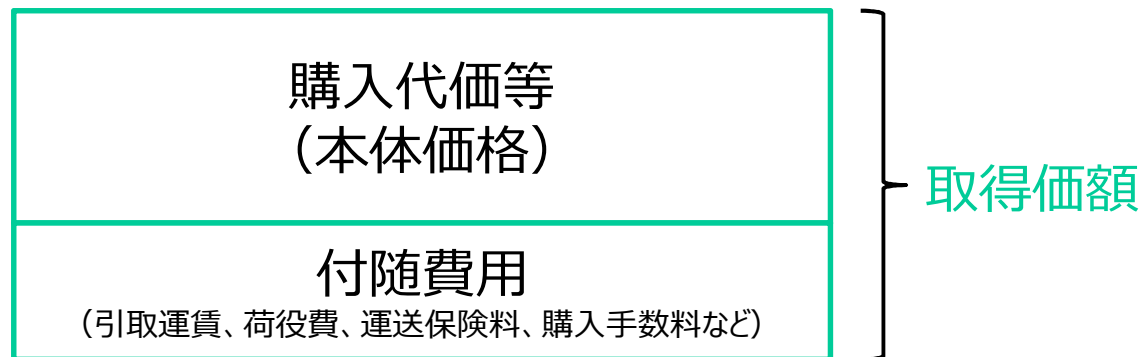
● 5 その他資産の貸借対照表価額

➤ (3) 工事原材料、消耗品等の貯蔵品

- ✓ 燃料、資材、消耗工具、事務用品等のうち、使用されずに未使用のまま貯蔵中のもの
- ✓ 切手、収入印紙、タクシーチケット等の金券類を含む
- ✓ 取得価額をもって貸借対照表価額とする
- ✓ 重要性の乏しいものについては、買い入れ時に費用として処理可（注解 注1（2））

貯蔵品の取得価額 = 購入代価等 + 付随費用（引取費用等）

<貯蔵品の取得価額の基本的な考え方>



第2 貸借対照表

● 5 その他資産の貸借対照表価額

➤ (4) 有価証券

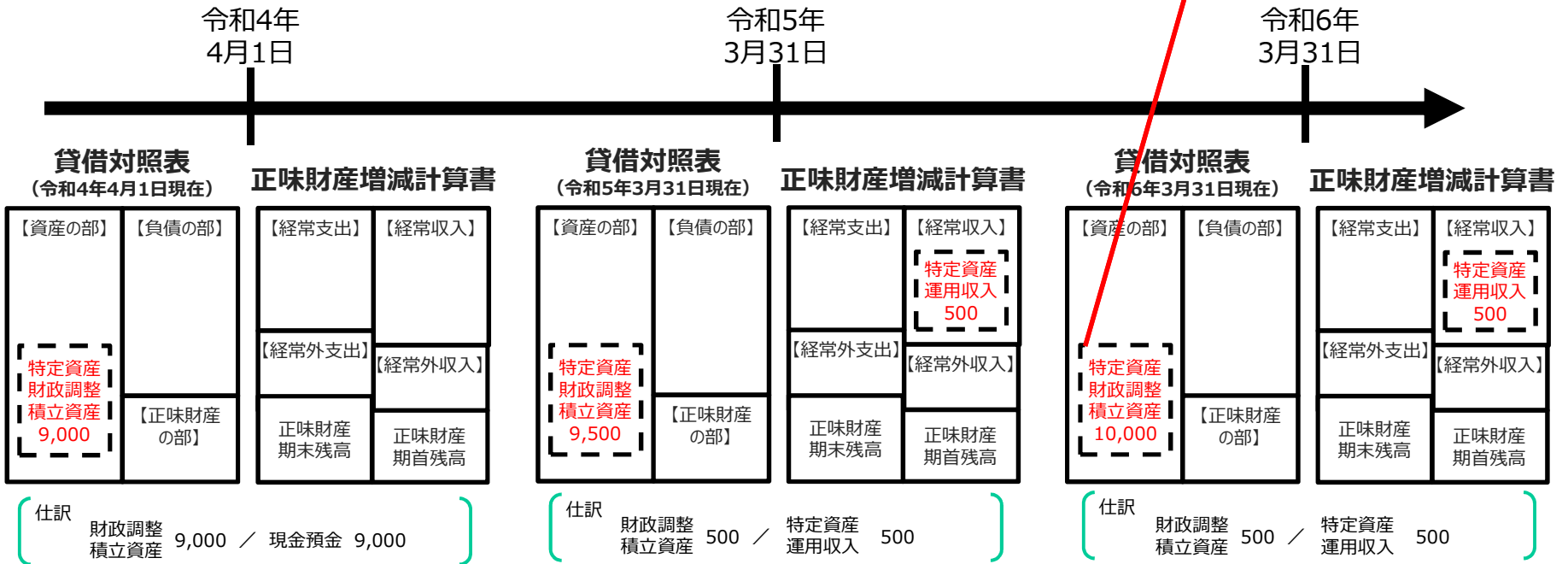
✓ 満期保有目的の債券（国債、地方債など）：取得価額

- 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、**償却原価法**に基づいて算定（注解 注7）

土地改良区規約例
第45条2項に該当する債券など

例) 財政調整積立資産として、額面10,000円の国債を9,000円で購入
 債券金額：10,000円（R6.3.31満期）
 購入金額：9,000円（R4.4.1購入）…毎期均等額ずつ差額を特定資産運用収入として配分
 $(10,000円 - 9,000円) \div 2\text{カ年} = 500円/年$

満期に額面（債券金額）で償還される→
時の経過に応じて帳簿価額を増額させる



第2 貸借対照表

● 5 その他資産の貸借対照表価額

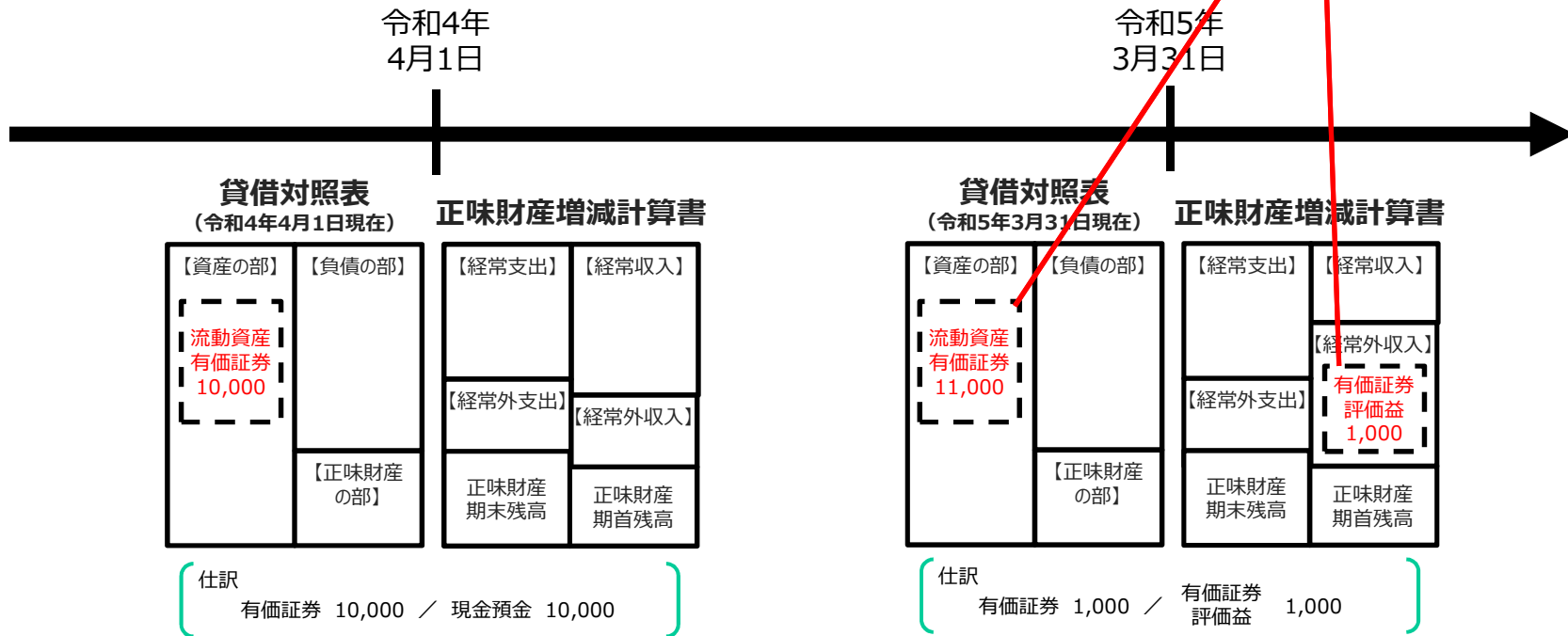
➤ (4) 有価証券

✓ 満期保有目的の債券以外の有価証券で市場価格のあるもの：時価

- 時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理（注解注8）

例) 運用目的で地方債を10,000円で購入
 購入金額： 10,000円 (R.4.4.1 購入)
 期末時価： 11,000円 (R.5.3.31 証券会社の残高証明書)

時価評価し、評価差額は当期の正味財産増減額として処理

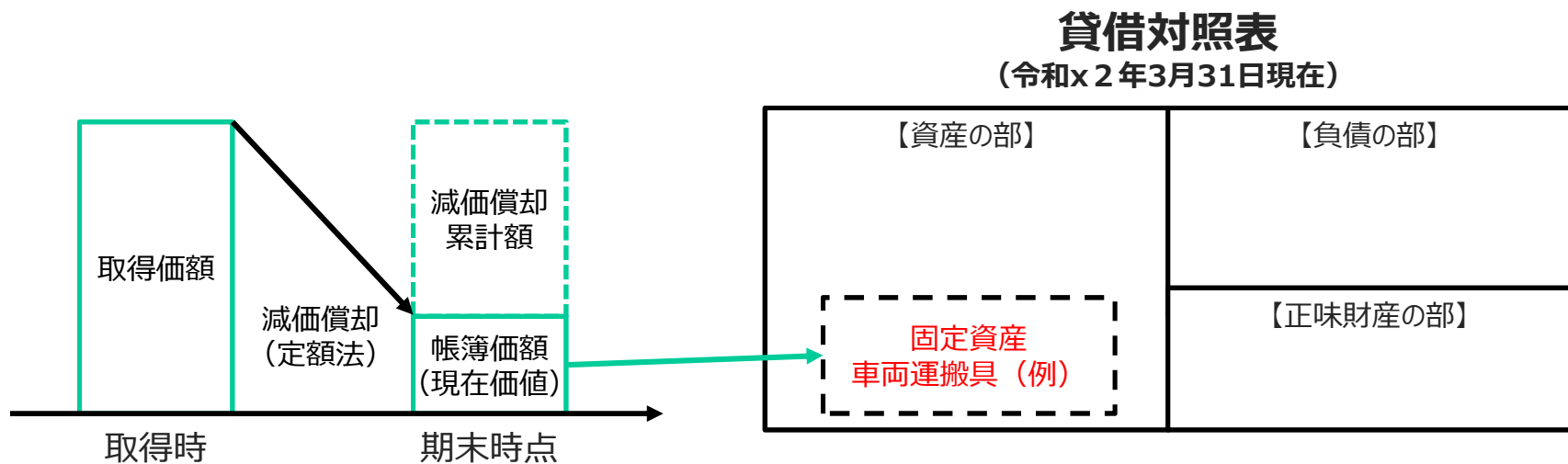


第2 貸借対照表

● 5 その他資産の貸借対照表価額

➤ (5) 減価償却が必要なその他資産の減価償却の方法

- ✓ 定額法（減価償却費 = 取得価額 ÷ 耐用年数）による
- ✓ 取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする
- ✓ 表示は直接法（注解 注6）



第2 貸借対照表

● 5 その他資産の貸借対照表価額

➤ (6) 繰延資産の計上

- ✓ 土地改良区設立費及び区債発行費は繰延資産に計上することができる（任意）
- ✓ 償却方法：5年間の均等償却

➤ (7) 資産の時価が著しく下落したとき（対象：満期保有目的の債券）

- ✓ 回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とする
- ✓ 時価が帳簿価額に対して著しく下落したときとは、**期末残高から概ね50%超下落したとき**をいう（注解 注10）

例) 財政調整積立資産として管理している〇〇地方債 満期保有目的の債券（購入価額：10,000円）
証券会社の残高証明書による〇〇地方債のR4.3.31時点の評価額：4,000円

貸借対照表

（令和4年3月31日現在）

【資産の部】	【負債の部】
<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 財政調整積立資産 10,000 </div>	
	【正味財産の部】



貸借対照表 （令和4年3月31日現在）

【資産の部】	【負債の部】
<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 財政調整積立資産 4,000 </div>	
	【正味財産の部】

正味財産増減計算書

【経常支出】	【経常収入】
<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 特定資産評価損 6,000 </div>	【経常外収入】
正味財産 期末残高	正味財産 期首残高

仕訳
 特定資産 評価損 6,000 / 財政調整積立資産 6,000

第3 正味財産増減計算書

● 1 正味財産増減計算書の内容

➤ 正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示

正味財産増減計算書
(令和x1年 4月 1日 から 令和x2年 3月 31日まで)

正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示
(科目は別表第1によって分類)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
土地改良事業収入	10,000	9,000	1,000
附帯事業収入	2,000	1,500	500
経常収入計	12,000	10,500	1,500
(2) 経常支出			
土地改良事業費	8,000	7,500	500
附帯事業費	2,000	1,500	500
経常支出計	10,000	9,000	1,000
当期経常増減額	2,000	1,500	500
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
(2) 経常外支出			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額			
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高			

第3 正味財産増減計算書

● 2 正味財産増減計算書の区分

- 「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分
- 一般正味財産増減の部は、「経常増減の部」と「経常外増減の部」に区分

正味財産増減計算書
(令和x1年 4月 1日 から 令和x2年 3月 31日まで)

I 一般正味財産増減の部	
1	経常増減の部
(1)	経常収入 … ①
(2)	経常支出 … ②
	当期経常増減額 … ③ = ① - ②
2	経常外増減の部
(1)	経常外収入 … ④
(2)	経常外支出 … ⑤
	当期経常外増減額 … ⑥ = ④ - ⑤
	当期一般正味財産増減額 … ⑦ = ③ + ⑥
	一般正味財産期首残高 … ⑧
	一般正味財産期末残高 … ⑨ = ⑧ + ⑦
II 指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額 … ⑩
	指定正味財産期首残高 … ⑪
	指定正味財産期末残高 … ⑫ = ⑪ + ⑩
III 正味財産期末残高 … ⑬ = ⑨ + ⑫	

一般正味財産の部

指定正味財産の部

- 譲与又は寄付によって受け入れた資産で、国等の意思により用途について制約が課されている場合の当該資産の額（注解 注3）

経常増減の部

経常外増減の部

- 臨時的項目及び過年度修正項目が該当
- 金額の僅少なものは毎期経常的に発生するものは経常増減の部に記載可（注解 注11）

第3 正味財産増減計算書

● 3 正味財産増減計算書の構成

- 正味財産増減額をカテゴリ別に集計し、正味財産の期末残高を表示

正味財産増減計算書

(令和x1年4月1日から令和x2年3月31日まで)

I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収入	… ①
(2) 経常支出	… ②
当期経常増減額	… ③ = ① - ②
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収入	… ④
(2) 経常外支出	… ⑤
当期経常外増減額	… ⑥ = ④ - ⑤
当期一般正味財産増減額	… ⑦ = ③ + ⑥
一般正味財産期首残高	… ⑧
一般正味財産期末残高	… ⑨ = ⑧ + ⑦
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	… ⑩
指定正味財産期首残高	… ⑪
指定正味財産期末残高	… ⑫ = ⑪ + ⑩
III 正味財産期末残高	
	… ⑬ = ⑨ + ⑫

当期一般正味財産増減額を算出

当期一般正味財産増減額に前期繰越額を加算し、翌期繰越額を算出

当期指定正味財産増減額に前期繰越額を加算し、翌期繰越額を算出

それぞれの翌期繰越額を合計し、正味財産全体の翌期繰越額を算出

第4 収支予算書

● 1 収支予算書の内容

- 当該事業年度に見込まれる全ての収入及び支出を明瞭に表示

令和×1年度収支予算書

全ての収入の内容を明瞭に表示
(科目は別表第1によって分類)

《収入》 (単位：円)

科目			本年度 予算額	前年度 予算額	比較		附記
款	項	目			増	減	
		土地改良事業収入	10,000	9,000	1,000	0	
		経常賦課金収入	10,000	9,000	1,000	0	
		経常賦課金	10,000	9,000	1,000		
		繰越金	600	900	0	300	
		前年度繰越金	600	900	0	300	
		前年度繰越金	600	900		300	
収入の部 合計			10,600	9,900	1,000	300	

借入金限度額： 1,000 円
債務負担額： 500 円

全ての支出の内容を明瞭に表示
(科目は別表第1によって分類)

《支出》 (単位：円)

科目			本年度 予算額	前年度 予算額	比較		附記
款	項	目			増	減	
		土地改良事業費支出	9,500	9,300	200	0	
		維持管理費支出	9,500	9,300	200	0	
		給料手当	9,500	9,300	200		
		繰越金	1,100	600	500	0	
		次年度繰越金	1,100	600	500	0	
		次年度繰越金	1,100	600	500		
支出の部 合計			10,600	9,900	700	0	

第4 収支予算書

- 2 収支予算書の区分
 - 「収入の部」及び「支出の部」に区分

令和×1年度収支予算書

《収入》

(単位：円)

科目			本年度 予算額	前年度 予算額	比較		附記
款	項	目			増	減	
		土地改良事業収入	10,000	9,000	1,000	0	
		経常賦課金収入	10,000	9,000	1,000	0	
		経常賦課金	10,000	9,000	1,000		
		繰越金	600	900	0	300	
		前年度繰越金	600	900	0	300	
		前年度繰越金	600	900		300	
収入の部 合計			10,600	9,900	1,000	300	

収入の部

借入金限度額： 1,000 円

債務負担額： 500 円

《支出》

(単位：円)

科目			本年度 予算額	前年度 予算額	比較		附記
款	項	目			増	減	
		土地改良事業費支出	9,500	9,300	200	0	
		維持管理費支出	9,500	9,300	200	0	
		給料手当	9,500	9,300	200		
		繰越金	1,100	600	500	0	
		次年度繰越金	1,100	600	500	0	
		次年度繰越金	1,100	600	500		
支出の部 合計			10,600	9,900	700	0	

支出の部

第4 収支予算書

● 3 収支予算書への注記事項

- 収支予算書には、借入金限度額及び債務負担額を注記

令和×1年度収支予算書

《収入》

(単位：円)

款	項	科目 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		附記
					増	減	
		土地改良事業収入	10,000	9,000	1,000	0	
		経常賦課金収入	10,000	9,000	1,000	0	
		経常賦課金	10,000	9,000	1,000		
		繰越金	600	900	0	300	
		前年度繰越金	600	900	0	300	
		前年度繰越金	600	900		300	
収入の部 合計			10,600	9,900	1,000	300	

借入金限度額及び債務負担額
を注記する

借入金限度額： 1,000 円
債務負担額： 500 円

《支出》

(単位：円)

款	項	科目 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		附記
					増	減	
		土地改良事業費支出	9,500	9,300	200	0	
		維持管理費支出	9,500	9,300	200	0	
		給料手当	9,500	9,300	200		
		繰越金	1,100	600	500	0	
		次年度繰越金	1,100	600	500	0	
		次年度繰越金	1,100	600	500		
支出の部 合計			10,600	9,900	700	0	

第5 収支決算書

● 1 収支決算書の内容

予算額には補正等の後の予算額（最終予算額）を表示

全ての収入の内容を明瞭に表示

令和×1年度収支決算書

(単位：円)

《収入》

科目			予算額	決算額	比較		附記
款	項	目			増	減	
土地改良事業収入			10,000	11,230	1,230	0	
	経常賦課金収入		10,000	11,230	1,230	0	
		経常賦課金	10,000	11,230	1,230		
繰越金			600	600	0	0	
	前年度繰越金		600	600	0	0	
		前年度繰越金	600	600			
収入の部 合計			10,600	11,830	1,230	0	

全ての支出の内容を明瞭に表示

予算額と決算額とを対比して表示

《支出》

(単位：円)

科目			予算額	決算額	比較		附記
款	項	目			増	減	
土地改良事業費支出			9,500	9,400	0	100	
	維持管理費支出		9,500	9,400	0	100	
		給料手当	9,500	9,400		100	
繰越金			1,100	2,430	1,330	0	
	次年度繰越金		1,100	2,430	1,330	0	
		次年度繰越金	1,100	2,430	1,330		
支出の部 合計			10,600	11,830	1,330	100	

第5 収支決算書

● 2 収支決算書の区分

➤ 「収入の部」及び「支出の部」に区分（収支予算書と同様）

令和×1年度収支決算書

《収入》

(単位：円)

科目			予算額	決算額	比較		附記
款	項	目			増	減	
		土地改良事業収入	10,000	11,230	1,230	0	
		経常賦課金収入	10,000	11,230	1,230	0	
		経常賦課金	10,000	11,230	1,230		
		繰越金	600	600	0	0	
		前年度繰越金	600	600	0	0	
		前年度繰越金	600	600			
		収入の部 合計	10,600	11,830	1,230	0	

収入の部

《支出》

(単位：円)

科目			予算額	決算額	比較		附記
款	項	目			増	減	
		土地改良事業費支出	9,500	9,400	0	100	
		維持管理費支出	9,500	9,400	0	100	
		給料手当	9,500	9,400		100	
		繰越金	1,100	2,430	1,330	0	
		次年度繰越金	1,100	2,430	1,330	0	
		次年度繰越金	1,100	2,430	1,330		
		支出の部 合計	10,600	11,830	1,330	100	

支出の部

第5 収支決算書


- 3 収支決算書への注記事項
 - 収支決算書の補足説明のため、次の事項を注記
 - 会計基準別表第2の様式によって作成

収支決算書に対する注記

1. 資金の範囲
2. 資金の範囲の変更有無等（変更の有無、変更による影響額）
3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳
4. 予算額と決算額の差異が著しい科目（科目、その理由）
5. 科目間の流用及び予備費の充用（科目、金額）
6. その他収支の状況に関する特記事項

第5 収支決算書

- (参考) 収支決算書に対する注記に示される「資金の範囲」とは
 - ✓ 何をもって収入とし、何をもって支出とするか
 - ✓ 土地改良区は資金の範囲を任意で設定可

資金の概念	資金の範囲の例	概要	適用例
狭い  広い	現金及び預金	会計期間内に、実際にお金が入金されたときに収入、お金が支払われたときに支出として扱う。	学校法人 (会計基準で強制) 企業会計 (キャッシュ・フロー計算書)
	現金及び預金 (資金収支整理期間あり) ※	会計期間内に、実際にお金が入金されたときに収入、お金が支払われたときに支出として扱う。ただし、資金収支整理期間内の収入・支出のうち、当該会計年度に属すべき収入、支出については、当該会計年度の収入、支出として扱う。	官公庁、土地改良区 (適用が多いと想定される)
	流動資産及び流動負債	流動資産が増加したときに収入、流動資産が減少したときに支出として扱う。 流動負債が増加したときに支出、流動負債が減少したときに収入として扱う。	社会福祉法人 (会計基準で強制)

※官公庁は出納整理期限

第5 収支決算書

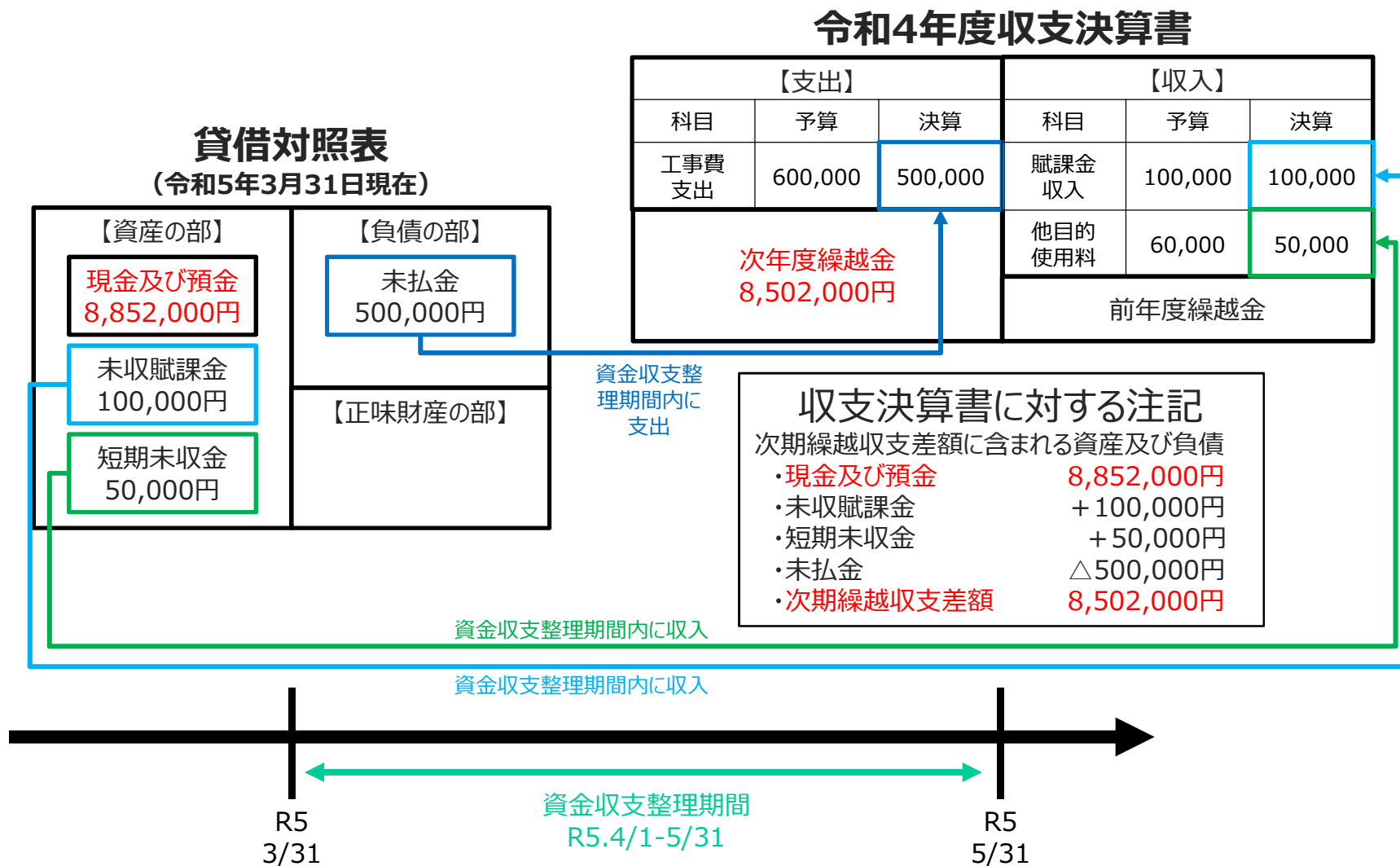
- (参考) 収支決算書に対する注記に示される「資金の範囲」とは
 - ✓ 何をもって収入とし、何をもって支出とするか
 - ✓ 土地改良区は資金の範囲を任意で設定可

収支決算書に対する注記

1. 資金の範囲 **資金の範囲は現金及び預金その他、会計年度の翌期5月31日までの短期の債権債務を含む。**
2. 資金の範囲の変更有無等 (変更の有無、変更による影響額)
3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳
4. (略)

第5 収支決算書

- (参考) 資金収支整理期間を設け作成された収支決算書と貸借対照表
 - ✓ 貸借対照表の「現金及び預金」と収支決算書の「次年度繰越金」の差異を注記で補足



第6 財務諸表に対する注記

- 財務諸表の補足説明のため、次の事項を注記

- 会計基準別表第2の様式によって作成

「財務諸表」とは、「貸借対照表」及び「正味財産増減計算書」のこと
収支決算書に対する注記とは別に作成

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針
2. 重要な会計方針の変更
3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
5. 担保に供している資産
6. 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
8. 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
9. 換地清算金徴収金の当期徴収額、換地清算金交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高
10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
11. 関連当事者との取引の内容
12. 重要な後発事象
13. その他

第7 財産目録

● 1 財産目録の内容

- 全ての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示

全ての資産及び負債につき、名称、数量、価額等を詳細に表示

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金		
小口現金	100,000	
〇〇銀行普通預金 No.xxxxx	900,000	
未収賦課金等		
〇〇氏他 平成30年度賦課金	500,000	
流動資産合計		1,500,000
2 固定資産		
(1) 基本財産		
山林、宅地及びその従物		
事務所敷地 〇〇市△△町 〇〇㎡	100,000,000	
基本財産合計	100,000,000	
2 固定負債		
適正化事業拠出金長期未払金		
△△用水路	500,000	
退職給付引当金		
当期末退職金要支給額	20,000,000	
固定負債合計		20,500,000
負債合計		22,400,000
Ⅲ 正味財産の部		142,100,000

第7 財産目録

● 2 財産目録の区分

➤ 資産の部と負債の部に分け、正味財産の額を表示

貸借対照表の区分
に準じ、資産の部、
負債の部に分け、正
味財産の額を表示

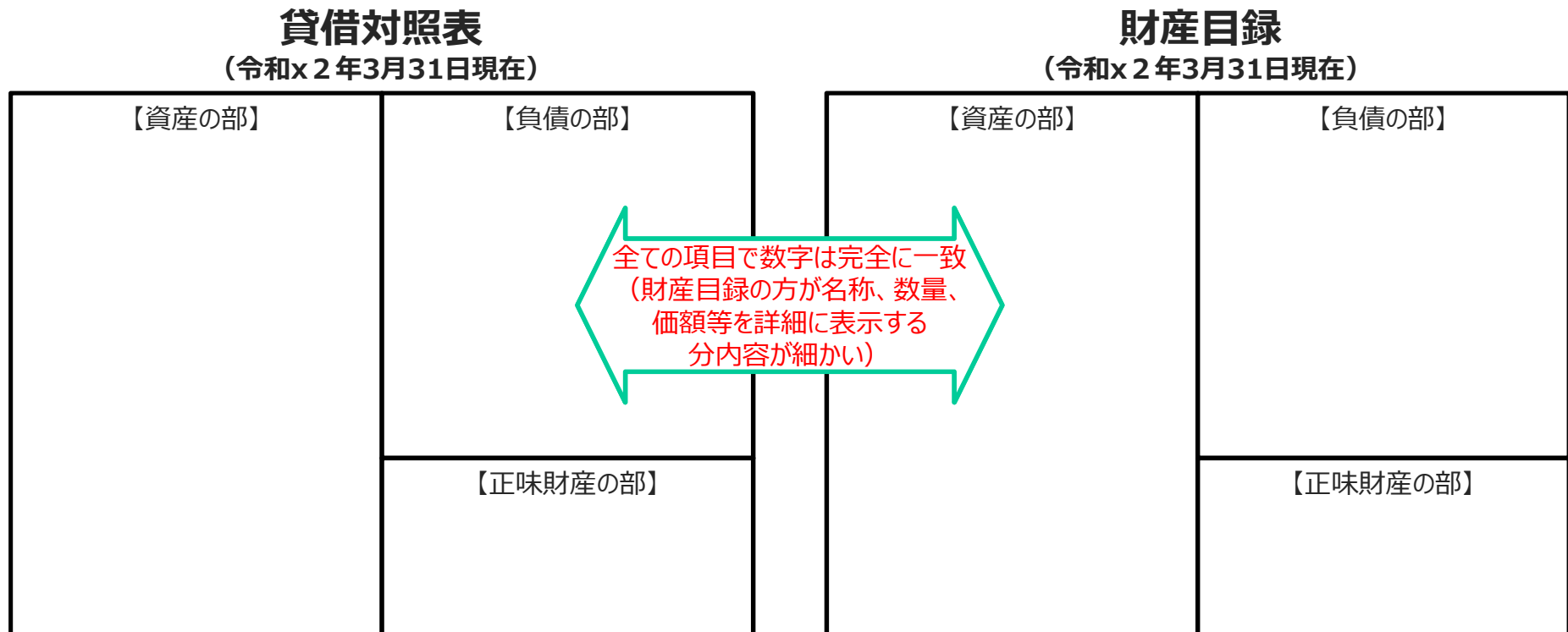
財産目録
(令和x2年3月31日現在)

科 目		金 額	
I	資産の部		
1	流動資産		
		流動資産合計	
2	固定資産		
(1)	基本財産		
		基本財産合計	
(2)	特定資産		
		特定資産合計	
(3)	その他固定資産		
		その他固定資産合計	
		固定資産合計	
3	繰延資産		
		繰延資産合計	
		資産合計	
II	負債の部		
1	流動負債		
		流動負債合計	
2	固定負債		
		固定負債合計	
		負債合計	
III	正味財産の部		

第7 財産目録

● 3 財産目録の価額

- 財産目録の価額は、貸借対照表に記載の価額と整合



※比較のため様式をデフォルメしています。

第8 会計方式の移行措置

● 会計基準適用初年度の取扱いを「別紙」で規定

「別紙」の項目	項目の概要
1 過年度分の減価償却累計額の取扱い	取得から本会計基準適用初年度までの経過期間に応じた減価償却累計額を算定する。
2 減価償却方法の変更	今まで 定率法で減価償却を行ってきた固定資産は、適用初年度期首の帳簿価額を取得価額とみなし、期首から残存耐用年数にわたって定額法で償却する。
3 本会計基準適用初年度における有価証券の取扱い	償却原価法が適用されるものについては、適用初年度期首の帳簿価額を取得価額とみなし、期首から満期日までの期間にわたって債券金額と取得価額との差額を償却する。
4 基本財産及び特定資産の期首残高	規約で基本財産として設定されているものは基本財産の期首残高とし、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約がある資産は特定資産の期首残高とする。
5 指定正味財産及び一般正味財産の本会計基準適用初年度の期首残高	過年度に受け入れたもので、本会計基準適用時に譲与者又は寄付者等の意思により、使途、保有又は運用方法等に制約があるものについては、指定正味財産の期首残高とする。
6 本会計基準の適用時における過年度分の収入又は支出の取扱い	過年度分の収入及び支出については、原則として経常外の収支として取り扱う。 経常外の収支となる科目が複数ある場合は、原則としてそれぞれ具体的な科目名をもって表示する。
7 土地改良施設用地の評価	本会計基準適用初年度以前から保有している土地改良施設用地は、 1円を備忘価額として計上することができる。
8 引当金	本会計基準適用初年度以前に計上されていた引当金について、 引当金の要件を満たさないものについては、5年以内で取り崩す。

第9 土地改良区連合への準用

- 土地改良区連合においても、この会計基準を準用

附則

● 新会計基準の適用時期

- 平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用
- ただし、**令和4年3月31日までの間は、旧土地改良区会計基準を適用することも可**

<会計基準 附則（原則）>



<会計基準 附則 ただし書き（例外）>

